

令和6年度内部監査結果及び令和7年度内部監査実施計画について

令和7年4月
京都府公立大学法人

I 令和6年度内部監査の主な結果

1 監査結果の評価 (数字は件数)

内部監査結果評価区分		医科大学	府立大学	計
指摘事項	違法又は不当な事項で改善すべきもの	8	3	11
検討事項	業務の改善等について検討を要するもの	8	3	11
注意事項	会計処理等について軽微な誤りがあるもの	2	3	5

2 主な指摘事項等の内容

- (1) **働き方改革に係る時間外・休日労働の削減に向けた取組状況(医師を除く)** [令和5年度実績 (両大学共通)]
働き方改革関連法施行(平成31年4月)以降、医科大学においては過去5年間継続して年1,000時間を超える職員や、複数年継続して年600時間を超える職員が存在し、府立大学では5年間や複数年継続して年360時間を超える職員が存在し、依然として労基法及び36協定違反の状態にあるため、時間外・休日労働の削減を大学運営の基本計画として全学的な取組の強化が必要
- (2) **医科大学附属病院における施設基準の適合状況** [令和5年度(一部令和6年度)実績]
施設基準については、その適合状況を的確に把握し、定期的に監視する必要があるため、国への定期報告や特定共同指導時に点検するだけでなく、定期的に点検できるよう監視体制の整備の検討が必要
- (3-1) **医師の働き方改革の対応** [令和6年度上半期実績]
① 令和6年度上半期で既に月155時間、年960時間超過が見込まれる月平均80時間等の超過者が存在しているため、時間外・休日労働時間の上限基準の超過を抑制するための監視の強化が必要
② 法令上、月100時間に到達するまでに面接指導を実施すべきところ医科大学(附属病院)では、100時間以上を基準としており、法令上の基準より実施することが必要
③ 日直の許可基準である月1回を超える月が複数あるなど、許可基準を超える実績があったため、早急に日直体制の見直しが必要
- (3-2) **専門業務型裁量労働制の運用状況** [令和5年度実績]
(抽出調査: (医科大学) 基礎医学部門教授等、(府立大学) 文学部の教員)
専門業務型裁量労働制の改正(令和6年4月)により、継続も含め当該制度適用の条件として対象者に対する当該制度の書面等の明示及び説明、本人の同意等の使用者が講じるべき措置を実施する必要があるにも関わらず、医科大学ではこれらの措置を講じることなく、当該制度を従来どおり適用。事後にはなるが早急に当該措置を実施することが必要
- (3-3) **両監査項目共通課題**
出勤管理システムを導入(医科大学: 令和2年10月、府立大学: 同年11月)し、客観的な方法による労働時間の把握を行っているものの、未だ記録漏れや全く記録されていない実績があるため、同システムによる記録の徹底を強化することが必要

II 令和7年度内部監査実施計画

実施時期	監査項目	対象期間(所属)
令和7年 4月～6月	毒物及び劇物の取扱状況について	医大(経理課・総務課・研究支援課) 府大(総務課)
7月～9月	働き方改革に係る時間外労働の削減に向けた取組状況について	両大学(総務課)
10月～12月	公的研究費(科研費・受託研究費)の執行状況(両大学の内部監査部門と連携実施)	両大学公的研究費執行所属
令和8年 1月～3月	京都府立医科大学附属病院における施設基準の適合状況について	医大(医療サービス課 他)